

いじめ防止対策要綱

大仙市立角間川小学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考えについて

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、成長過程にある児童が集団で学校生活を行う中では、「どの児童にも、どの学校でも起こりうるもの」と捉え、未然に防止することが大切である。また、いじめを行うことのみならず、いじめを認識していても傍観したり、放置したりすることがないようにすることが、いじめを生み出さない土壌をつくることになる。

本校では、「大仙市いじめ防止等のための基本方針」のもと、教師と児童が「いじめは決して許さない」という毅然とした態度で、いじめ防止等に取り組めるようにする。そのために、保護者、学校関係者、関係機関と連携し一体となって継続的に取り組んでいく。以上の取組を通して、本校の全ての児童が安心して生活し、共に学び合う環境をつくりあげることが基本方針とする。

2 いじめ未然防止における取組と対策

①学級経営の充実

- 年2回アンケートやソーシャルスキルトレーニングを実施し、その結果や効果をできるだけ学級経営に生かすように努める。
- 学び合い活動を充実させ、自分の考えをもちながら、相手の意見や考えを尊重する授業展開を目指していく。

②道徳教育の充実

- 道徳の指導を通して、よく考え、自分の力で判断し、約束やきまりを守って行動できるようにする。
- 相手のことを思いやり、互いに協力し合って、自他の生命を大切にするような体験を語るができるようにする。

③特別活動の充実

- 楽しく豊かな学校生活のために主体的・自治的に諸問題を解決していく。

- 縦割りグループや異学年との集団活動を通して、思いやりや生命尊重の心を育んでいく。

④相談体制の整備

- アンケート結果の状況の考察と対応策（学級集団の背景、傾向、友達関係、教師の観察との相違点等）を考え、職員研修で共通理解を図る。（4月、10月）
毎月1回、「児童を語る会」を実施し、継続して生徒指導的な配慮が必要な児童に対する情報を共有する。
- 児童との個人面談、アンケートを定期的に行い（年2回）、児童一人一人の理解に努める。
- インターネット等を通じて行われるいじめについては、使用状況を把握し、児童にメディア・リテラシーを順守させるため迅速な対応をする。
- スクールソーシャルワーカー（南教育事務所）、フレッシュ広場の相談員（大仙市）、外部の心理カウンセラーを招いての講演会や研修、授業を必要に応じて実施する。
- 職員は常に受容と共感を大切に児童に接し、全教育活動において不適切な言動や対応は絶対しないことを毎月の職員会議で確認し合う。

3 いじめの早期発見に対する取組（年間指導計画は別表）

① 保護者や地域、関係機関との連携

日頃より児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応を心がける。また、必要に応じて市教育委員会、社会福祉課、子ども支援課、中学校や南児童相談所等の関係機関と連携し、課題解決を目指していく。

② 日常の観察・ノート・日記指導

授業中、休み時間、放課後の課外活動の中で児童の様子をよく観察する。また、個人ノートや日記等から学級内、異学年間の交友関係や児童の悩みを十分把握するよう努める。

4 いじめに対する早期対応（いじめ対策委員会・緊急対策会議 別表参照）

- ① いじめに関する情報（発見、相談）があった場合、速やかに管理職に報告する。そしてすぐ事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合には、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

- ③ いじめをすぐやめさせ、その再発を防止するためにいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への指導・助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行うなどの措置を取る。
- ⑤ いじめの事実に関わる情報を関係する児童の保護者と共有するため、面談等の必要な措置を取る。
- ⑥ 犯罪行為に等しいいじめについては、市教育委員会及び大仙警察署等と連携して対処していく。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

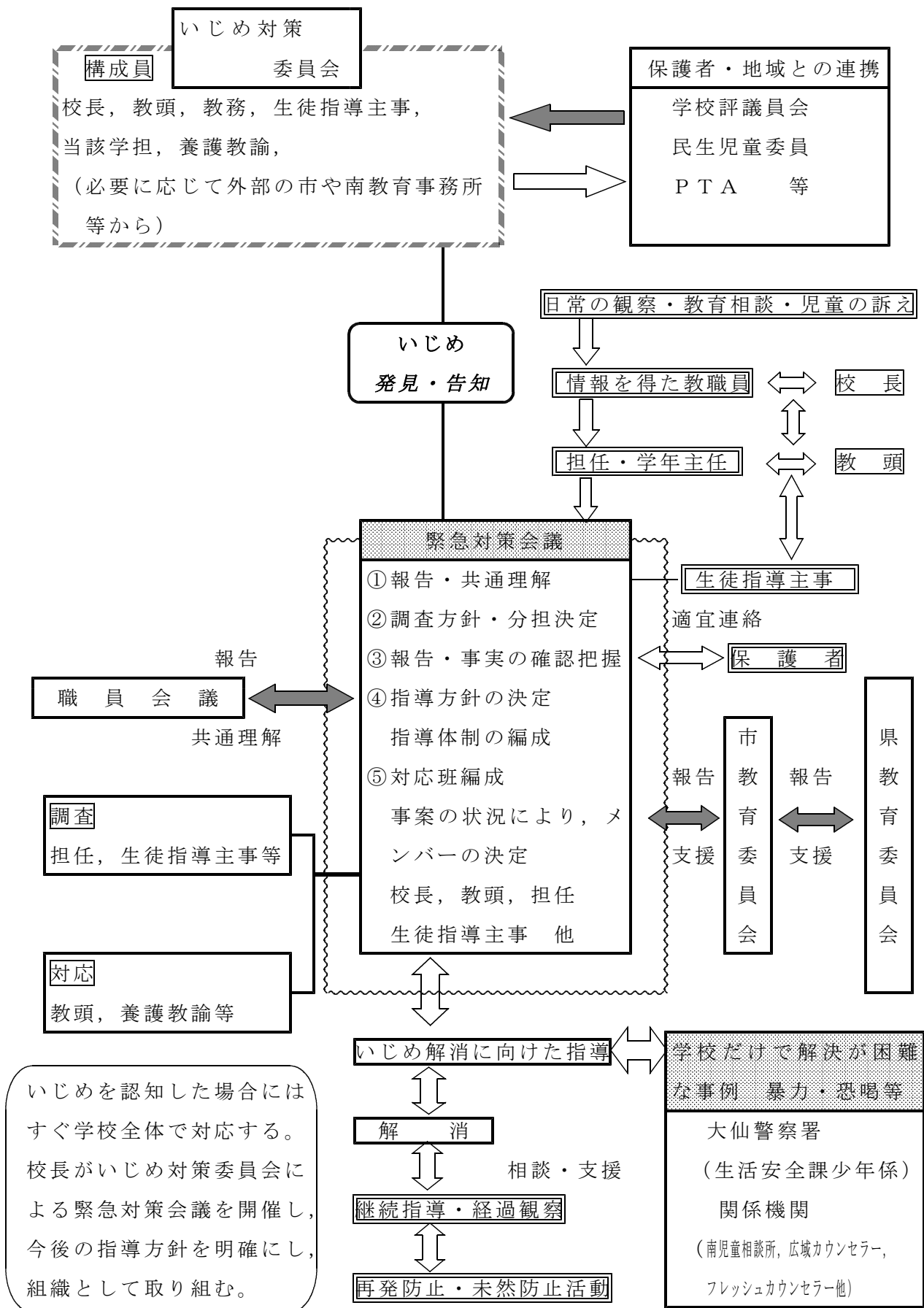
- いじめ発生により児童等の生命、心身又は財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む) ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。必要に応じて大仙警察署とも連絡を取り合う。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- その組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童とその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。なお、その際、他の児童・保護者のプライバシーには十分留意する。

6 いじめ対策委員会から緊急対策会議へ (組織図)



いじめ防止対策年間計画

大仙市立角間川小学校

	いじめ防止の指導等の内容		
	教 職 員	児童への指導	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度のいじめ防止について（年間計画の検討） ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関わる情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き 「角間川スタンダード」によるルールづくり ○縦割り清掃活動等開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA学習参観日 ○PTA総会・学年懇談
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○「児童を語る会」による情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会スタートの会 ○代表委員会 ○人権の花苗植え 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校報「青松」による呼びかけ
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教室（全校児童） ○障害理解授業 ○保呂羽山自然体験学習 ○アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○プール清掃
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者面談 ○児童に関わる情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童との個人面談 ○小中合同クリーンアップ（地域ごとに南中生と） 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA学習参観日 ○学年懇談 ○保護者面談
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○代表委員会 ○角間川盆踊り（お囃子と踊り） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行6年 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区民大運動会 ○学習発表会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関わる情報交換 【職員会議】 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○木刀ふり引継ぎ ○アンケート 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童との個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者面談 ○PTA学習参観日 ○学年懇談
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる情報交換 【職員会議】 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「児童を語る会」による情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ○代表委員会 ○児童会ゴールの会 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA学習参観日 ○学年懇談
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる情報交換（一年間の総括） 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○6年生ありがとうの会 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA役員会